

諮問番号：令和２年度諮問第３４号
答申番号：令和３年度答申第４号

答 申 書

第１ 審査会の結論

大阪府〇〇子ども家庭センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成３１年２月１４日付けで児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）に基づく一時保護（委託）解除決定処分（以下「本件処分１」という。）、入所（委託）措置決定処分（以下「本件処分２」という。）及び児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分３」といい、「本件処分１」及び「本件処分２」と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

(１) 審査請求人は、家庭裁判所での主張書面、高等裁判所への即時抗告、本件審査請求と幾度となく処分庁の真実と異なった書面に対して、繰り返し異議を申し立てたが、全く再検討してもらえなかった。それどころか、そのたびに重度な虐待のレッテルを貼られている。

また、処分庁の弁明書等に記載されている事実は誤っている。処分庁は、第１に、本件処分に係る審査請求人の子（以下「本児」という。）の性格を理解していない。処分庁は、本児の性格は心理的虐待以降変化したと主張しているが、それは元々の性格である。第２に、処分庁は、「設定した課題＝しつけを越えた関わり方＝厳しいしつけ」などの誤った解釈をしている。

処分庁は、①児童虐待があることを面接において幾度も伝えてきた、②本児にとっては心理的虐待に当たることも説明している、③本児に対する虐待を認めず養育上の本質的な問題点を理解していなかったことから施設入所を決定している、と主張する。しかし、審査請求人は何度か面接を受けているがそのような認識はないし、面談記録に記載もない。

(２) 処分庁から「本児がよくなる為に一緒に考えましょう」と言われ、審査請求人は、その言葉に救われた気持ちだったにも関わらず、前記の書面を目の当たりにし、処分庁に対する不信感と支援への絶望感及び裏切りを感じた。

(３) 以上のことから、本件処分には納得できない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分について

ア 平成29年9月1日、審査請求人の母からの法第25条第1項の規定に基づく通告を受理した処分庁は、法第33条第1項の規定に基づき、本児の一時保護（委託）を開始し、一時保護中の調査において本児の施設入所が必要と判断したが、親権者である審査請求人の同意が得られなかったため、法第28条第1項第1号の規定に基づく家庭裁判所の承認を得て、平成31年2月14日、本件処分2を行うとともに、一時保護（委託）を解除する本件処分1を行ったものである。また、同日、処分庁は、審査請求人を指導するため、法第27条第1項第2号の規定に基づき本件処分3を行ったものである。

イ 審査請求人は、真実に基づいた判決がなされていない旨や処分庁に対する不信感がある旨主張するが、処分庁は、前記アのとおり、法の規定に基づき、本件処分を行ったものである。

(2) まとめ

以上のとおり、本件処分は、法、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下、「児童虐待防止法」という。）及びガイドライン等に基づき行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年	3月29日	諮問書の受領
令和3年	3月31日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月14日 口頭意見陳述申立期限：4月14日
令和3年	4月14日	審査請求人の資料（4月13日付け）の受領
令和3年	4月28日	第1回審議
令和3年	5月28日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第25条第1項は、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(後略)」と定めている。
- (2) 法第26条第1項は、「児童相談所長は、第25条第1項の規定による通告を受けた児童(中略)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第1号から第8号までを規定し、第1号では、「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と定めている。
- (3) 法第27条第1項は、「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告(中略)のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第1号から第4号までを規定し、第2号では、「児童又はその保護者を(中略)、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は(中略)前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。」第3号では、「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。」と定めている。
- (4) 法第27条の3は、「都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第33条、第33条の2及び第47条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。」と定めている。
- (5) 法第28条第1項は、「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。」とし、第1号及び第2号を規定し、第1号では「保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。」と定めている。
- (6) 法第33条第1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の

状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と定め、同条第5項は、「前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。(後略)」と定める。

- (7) 児童虐待防止法第11条第1項は、「都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。」と定め、同条第2項は、「児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(中略)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付資料(事件記録)及び審査請求人からの主張書面によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年2月16日、本児が所属する小学校は、〇〇市家庭児童相談課に対して、法第25条に基づき、通告を行った。
- 平成29年9月1日、処分庁は、本児と本児の弟の間で姉弟間の差別があり、本児が虐待されている旨の通告を審査請求人の母から受理し、本児の安全確保と児童虐待の調査を行うためとして、同月4日、法第33条第1項に基づき、本児の一時保護(委託)を開始した。
- (2) 平成30年2月8日、処分庁は、調査において本児の施設入所が必要と判断したところ、審査請求人の同意が得られなかったとして、大阪家庭裁判所(以下、「家裁」という。)に法第28条第1項第1号に基づき、承認申立て(平成30年(家)第〇〇〇号事児童福祉法第28条1項の承認申立事件。以下「本件処分庁申立て」という。)を行った。
- (3) 平成30年11月5日、家裁は、本件処分庁申立てを承認するとして、処分庁が本児を児童養護施設に入所させること又は小規模住居型児童養護事業を行う者若しくは里親に委託することをそれぞれ承認するのが相当である旨の審判(以下、「本件審判」という。)を行った。また、本件審判の判断には、審査請求人について、今後の親子関係、家族関係の再構築に向

け、処分庁の指導や支援により、本児の特性及び被虐待経験が与えた影響についての理解を促し、本児の問題行動への理解や児童の適切な関わり方を学べるようにすべき必要がある旨、記載されている。

- (4) 平成30年11月15日、審査請求人は、本件審判を不服として、大阪高等裁判所（以下、「高裁」という。）に即時抗告をした。

平成31年2月13日、高裁は棄却の決定を行い、同月14日、本件審判は確定した。

- (5) 平成31年2月14日、処分庁は、審査請求人に対して、法第27条第1項第3号に基づき、本児に関する入所（委託）措置決定処分である本件処分2を行うとともに、法第33条に基づき、本児に関する一時保護（委託）を解除する本件処分1を行った。

さらに、同日、処分庁は、審査請求人に対して、法第27条第1項第2号に基づき、児童福祉司による指導措置決定処分である本件処分3を行った。なお、本件処分3の通知には、①指導措置を受ける者の欄に本児及び審査請求人の氏名、②理由の欄に施設入所による指導開始、③児童福祉司氏名の欄に担当する児童福祉司の氏名、④指導福祉司所属の欄に大阪府〇〇子ども家庭センター、がそれぞれ記載されている。

- (6) 令和元年6月20日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 前記2(2)から(4)のとおり、処分庁は、本児の一時保護（委託）期間中における調査において、本児の施設入所が必要と判断し、家裁宛てに本件処分庁申立てを行い、本件審判がなされたところ、審査請求人は、これを不服として高裁に即時抗告を行い、平成31年2月13日に高裁は棄却の決定を行い、同月14日に本件審判が確定したことが認められる。

そして、前記2(5)のとおり、平成31年2月14日、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行ったことが認められる。

- (2) このうち本件処分2は、法第28条第1項第1号による本件審判が適法に確定したことを受けて、処分庁が、法第27条第1項第3号に基づき行ったことが認められることから、違法又は不当なものということとはできない。

なお、審査請求人は、本件審判について、処分庁が提出した主張書面等は事実に基づくものではなく、真実に基づいた判断がなされていない旨主張するが、当該主張を裏付けるための具体的な資料に基づく積極的な反証がないことから、審査請求人の主張は上記判断を左右するものではない。

- (3) 次に、本件処分1は、先行する一時保護（委託）処分を解除する処分であるが、前記2(5)のとおり、本件審判が確定したことを受けて、本児

を入所（委託）措置決定する本件処分2と併せてなされたことが認められることから、前記（2）のとおり本件処分2が違法又は不当なものではない以上、本件処分1を違法又は不当と言うことはできない。

なお、本件処分1は、一時保護（委託）処分を解除するものであるから、この決定のみを単独で見れば、審査請求人にとって不利益なものではないが、本件処分2と一体としてなされた密接不可分のものであるから、その違法性等について、念のために判断した。

- (4) さらに、前記2（3）及び（5）からすると、本件処分3は、本件審判において、審査請求人には、今後の親子関係、家族関係の再構築に向け、処分庁の指導や支援が必要である旨判示されたことを受けて、法第27条第1項第2号に基づき行われたものであると言え、本件審判が適法に確定している上、前記1（7）の児童虐待防止法第11条第1項及び第2項の規定にも沿うものであると言えることから、本件処分3が違法又は不当なものではないことは明らかである。
- (5) 以上のことから、本件処分については、いずれも違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇